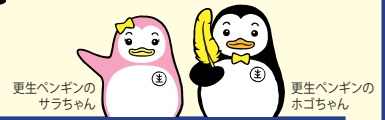


人はみな、
生かされて
生きてゆく。

支援の絆

令和4年
10月

Vol.12



認定特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構 〒260-0021 千葉市中央区新宿 1-5-8 電話 043-243-0086 FAX 043-306-3055

「息の長い」支援に向けて

千葉県就労支援事業者機構の役職員並びに会員の皆様におかれましては、就労の支援等を通じ、犯罪や非行をした人たちの自立や円滑な社会復帰に御協力いただき、安全で安心して暮らせる社会の実現に大きく貢献されておりますことに、深く敬意を表しますとともに心から感謝申し上げます。

さて、本年度は、再犯防止推進法に基づく国の再犯防止推進計画（平成30年度からの5か年計画）の最終年に当たり、これまでの成果と課題を踏まえた取組が求められています。

政府が数値目標を掲げていた刑事施設出所者の出所2年内の再入率については、保護司、協力雇用主の皆様をはじめ更生保護関係者から大きなお力添えをいただき、また、地方公共団体や関係機関・団体と連携した各種取組を進めてきた中で、年々低下傾向を辿り、昨年公表の令和元年出所者データからは目標値を下回ることができています。

他方、再入率を出所事由別に見ると、満期釈放者の再入率は、社会内で保護観察による指導等を受ける仮釈放者に比べて顕著に高い状況にあります。出所者の約4割に上る満期釈放者への対策を充実強化することが、近時の重要課題となっているのです。

そこで、更生保護官署では、刑事施設等との連携の下、出所後の生活環境の調整を充実強化し、帰住先を確保するなどして、可能な限り仮釈放につなげるとも

千葉保護観察所長 岸 規子



に、満期釈放となる場合も適切な支援につながるよう更生緊急保護の枠組を積極的に活用する等の取組を進めています。

満期釈放者はもとより、刑事司法手続の入口段階にある起訴猶予者等も含め、社会内で孤立しがちな犯罪をした人たちの再犯・再非行を防止するためには、一人ひとりの課題に対応した、刑事司法手続終了後も含めた「息の長い」支援が必要であり、地方公共団体をはじめ地域の多様な分野の機関・団体との連携協力が欠かせません。

とりわけ、刑事施設出所者等の再犯防止の鍵とも言うべき就労の確保は、国の機関のみでは到底なし得ず、当庁におきましても、実際に雇用くださる協力雇用主の皆様や、きめ細かな就労支援に取り組む千葉県就労支援事業者機構の御協力、さらには、県内の経済界をはじめとする皆様の御理解に支えていただいております。改めて厚く御礼申し上げます。

本年1月には、千葉県において「千葉県再犯防止推進計画」が策定されました。当庁でも、千葉県及び県内市町村、民間団体等の皆様の一層の御理解を得て、連携協力のもと「息の長い」支援を実現し、安全で安心な、誰一人取り残さない地域社会づくりに貢献してまいりたいと考えております。

引き続き、皆様の御理解、御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

トピックス「令和4年度 協力雇用主情報交換会」を開催しました

今年度からの新たな取り組みとして、令和4年7月12日に千葉県更生保護センターにて、昨年度刑余者を雇用していただいた協力雇用主を対象とした情報交換会を開催しました。当日は千葉保護観察所の清野統括保護観察官にもご出席いただき、8名の協力雇用主にご参加いただきました。ご出席の皆様からは更生保護に対する熱い思いや、刑余者を雇用した感想や困ったこと、本人との接し方や長期継続就労のための受入体制の工夫等々、実際に雇用してみないとわからない貴重なお話を頂戴しました。合わせて、保護観察所や当機構へのご要望をうかがいました。



情報交換会と、それに先立って実施したアンケート結果の概要は以下のとおりです。

情報交換会とアンケートの概要

■ 雇用の状況

〈情報交換会〉

・ 8 事業所の中で 1 事業所のみ離職

— 残念ながら離職した理由は、勤務する飲食店の営業中に飲酒するようになり、注意しても改善が見られなかったため本人同意のうえ解雇したというものでした。そのケース以外では、よく働いていると喜びの声をいただきました。

〈アンケート〉

アンケートでは回答のあった 20 事業所のうち雇用継続中が 13、退職が 7 という結果でした。新たな環境で頑張っている対象者がいる一方で、残念な結果となったケースもまたそれなりに存在しています。

■ 雇用して困ったこと

〈情報交換会〉

・ 刑務所からの出所者であることを他の社員に伝えていないこと

— これについて各社の対応をうかがったところ、「直属の上司のみ」、「全く伝えていない」、「本人に任せてある」など対応は様々でした。

・ 本人の名義で不動産の賃貸借契約ができず会社で用意したこと

— 社員寮をお持ちの事業所では問題となりませんが、そうでない場合は会社側の負担が大きいです。

〈アンケート〉

- ・ 短期で退職した ・ 仕事を休みだして連絡がとれなくなる ・ 遅刻や欠勤が多い
- ・ 説明を理解しようとしにくい ・ 再犯した
- 残念ながら、短期退職や遅刻・欠勤などのケースが多いことがわかります。

■ 長く勤めてもらうための工夫

〈情報交換会〉

・ コミュニケーションをとること

・ 成功体験を積み上げさせたり、資格取得をサポートする

— よく声をかけ、よく話を聞き、更生した姿を本人と共有していただいているようです。



・対象者が過去に付き合っていた仲間との関係を断ち切ること

—「従来の携帯電話は使わずに新しいものを持たせ、職場を中心とした新しい人間関係を構築できるようにしている」とのお話もありました。

〈アンケート〉

- ・コミュニケーションが大事
- ・頑張っているところは褒めて伸ばしてあげる
- ・ある程度の自由の中でもしめるところはしめる
- ・資格取得の支援、正社員登用
- ・未来設定をして小さな成功を体験させる
- ・働きやすい環境、人間関係の構築

— アンケートでも、ほぼ同様のご回答でした。

■ 保護観察所・就労支援事業者機構への要望

〈情報交換会〉

・問題が発生したときの相談先がわからない。ガイドのようなものを作って欲しい

〈アンケート〉

- ・当人は出所したいが為の就職活動だと思うので、人選を含めて慎重に紹介してほしい
- ・保護観察所の支援内容がわかりづらい
- ・もっと多くの対象者を紹介してほしい

— 今後、千葉保護観察所と協議していろいろな事例を整理し、当機構も含めた支援体制をわかりやすくご説明できる冊子を作成いたします。

■ その他

〈情報交換会〉

・採用を機に保護司になられた方がいらしていました。

〈アンケート〉

- ・現場で活躍してもらっており助かっている。これからも一緒に精進していきたい
- ・慣れるまでは大変かと思うが、更生の道を着実に歩んでほしい
- ・一般の雇用者とさほど変わりはない
- ・面談をした時と仕事に対する取組みとの差が大きかった
- ・とりあえずの就職先で本人の目的が達成されると退職となり、本気で社会復帰を望んでいるかは甚だ疑問である
- ・生活のサポートなどが大変だった
- ・退職した対象者はその後更生に努めているか？人生をやり直すきっかけになれたのか？本気で人生をやり直したいと思っている人の力になりたいと強く思った

機構といたしましても、対象者本人とよく話し合い、保護観察所やハローワーク、保護司の皆さまと協力して更生保護に資するよう活動してまいります。引き続き協力雇用主の皆さまのご協力をお願いいたします。

情報交換会に先だち実施した「令和4年度 協力雇用主情報交換会」アンケート

実施期間：令和4年6月10日～20日

対 象：令和3年度に刑余者を雇用した協力雇用主 31事業所 回答 20事業所

- 設問内容：
1. 対象者雇用継続の有無
 2. 刑余者を採用して困ったことは何ですか。
 3. 長く就労してもらうための工夫は何かしていますか。
 4. 保護観察所・就労支援事業者機構への要望がありましたらご記入ください
 5. 対象者を雇用した感想をご記入下さい。



就労支援事業所の事例

就労・定着支援事例

アルバイトとしての試用期間を経て正社員に

39才、男性。覚醒剤で再犯。初回面接したところ、覚醒剤注射の影響でC型肝炎に罹患しておりローン残も400万円。過去にトラック運転手、塗装工、解体工を経験し大型車、大型特殊、フォークリフト等の免許保有。希望業種はトラック運転手だが、覚醒剤再犯者の採用は難しい職種。

県下F市のM運輸で採用面接。アルバイトとしての勤務状況を見たうえで正式採用を判断していただくこととなる。雇用主の「国の支援制度」*を確認したいとの意向を受け、後日千葉保護観察所主任官から説明をいただく。就職後も職場への定着を支援するため状況を確認していたが、倉庫内作業から2t車、さらに7t車運転手にステップアップし、保護観察期間満了となった3か月後に無事正社員採用となった。

- これまでの経験から覚醒剤再犯者の運転手採用は難しいと考えていましたが、雇用主のご配慮でアルバイトでの試用期間を設けていただけたこと、本人のローン負債を抱えつつも生活を立て直していきたいとの努力が認められたことで、正社員採用にまで至りました。雇用主の立ち直り支援への熱い思いを、「刑務所出所者等就労奨励金制度」や「身元保証制度」といった国の支援制度が後押しした一面もあるように考えます。雇用主の皆さん、ぜひ活用をご検討ください。

※国の支援制度

・刑務所出所者等就労奨励金制度

「就労・職場定着奨励金」と「就労継続奨励金」があり、実際に雇用した協力雇用主に最長1年間、最大72万円の奨励金が支給される制度

・身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、その被雇用者により雇用主が被った損害のうち一定の条件を満たすものについて最大200万円の見舞金が支給される制度

支給に当たってはそれぞれ支給条件がありますので、詳細は保護観察所にお問い合わせください。

就労支援事例

16歳少年 採用内定中に問題を起こし少年鑑別所に移送となったが…

16歳、車のナンバープレート窃盗で保護観察処分4年。現在通信制の高校に通い、夜間はガソリンスタンドでアルバイトをしている。ごみ収集、清掃の仕事を希望しており、A市で配水管清掃業を営むB社を紹介。更生保護センターにおいてB社の採用面接が行われ、採用が内定した。

面接の間、B社のC社長から「来年で創業30年になるが、当時17歳で来た少年が今では42歳で専務になっている。もう一人も同い年で22年働いて、今は部長になっている。皆、若いころはヤンチャをやっていた連中だ。自分もヤンチャだった」という話があった。

勤務開始は1ヶ月後からとなったが、支援対象者がアルバイト先で問題を起こし、警察署に拘留され、その後少年鑑別所に移送となった。

C社長に対象者の現状を話したところ、「もし少年院送致となったら、彼に会いに少年院に行く」との返事をいただく。実際にC社長は少年鑑別所へ出向き、支援対象者と面談。待っているからと声をかけてもらった支援対象者は、何度も泣きながらC社長に謝罪をした。

後日、家庭裁判所で審判が行われたが、審判にはC社長も同席し、裁判官から雇用の理由を聞かれ「16歳にしては応対がしっかりしていたこと、彼の眼は死んではいなかった、とても輝いていた」と説明。結果、対象者は観察処分となり、少年院送致にはならなかった。

C社長が知り合いに依頼し、会社から徒歩5分の所に住まいを確保していただいた。

当方の「対象者は御社の仕事が続けられるでしょうか？」との問いに対し、「我が社の仕事は4Kだから、彼に限らず、今の若者は長続きしないかも。それでも構わない。更生のきっかけになればそれでいい」とのことだった。

- この例のように、支援期間中に問題を起こしてしまい警察署に拘留されるケースは多くは有りませんが、実際には他にもあります。社長のお言葉に涙した気持ちを忘れずに更生してくれることを願うばかりです。

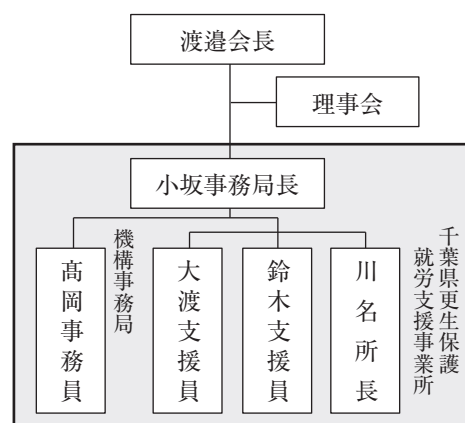


令和4年度の活動から

機構では令和4年度から就労・定着支援活動や研修会の充実、地区協力雇用主会の活性化支援、会員増強などの活動をより強化するため、新たな体制でスタートしました。7月には本紙でもご紹介した情報交換会で協力雇用主の皆さまにお集まりいただき、貴重なご経験や更生保護に向けての熱い想いをうかがいました。改めて身の引き締まる思いでした。

当機構の事務所は京成千葉中央駅から徒歩7分ほどにございます。お気軽にお立ち寄りください。

これまでの活動状況についてご報告いたします。



1. 通常総会を開催しました。

令和4年5月16日に千葉県教育会館において令和4年度の通常総会を開催しました。令和3年度の事業報告及び決算、定款の一部改正について審議が行われ、全ての議案についてご承認いただきました。

今年度より活動の透明性を図るべく、事業報告書と決算関連の書類については当機構のホームページで公開しております。(URL <https://www.chibakenkikou.jp>)

2. 定款を変更しました。

令和4年度通常総会で承認された定款の一部改正については、令和4年6月22日に千葉市より認証され、同日付で発効しました。

変更部分は第12条で、会費の長期滞納会員の資格について以下の条文を追加し明確化しました。

定款 第12条(会員の資格の喪失)

(3) 二種会員及び賛助会員が継続して3年以上会費を滞納している場合において、1か月以上の期間を定めて催告したにも関わらず会費の納入が無かったとき。

3. 会員増強活動は順調に進んでいます。

昨年度より実施している会員の皆様や県内の経済団体から会員をご紹介いただく「会員紹介活動」を今年度も継続し、二種及び賛助会員の増強に努めております。これまでの活動成果は下表のとおりで、今年度も既に9月30日時点で45先の新規会員をお迎えすることができております。残念ながら10先の退会もございますが、会員数は二種・賛助合わせて35先の増加となりました。引き続き会員の皆様からのご紹介をお待ちしております。

【新規入会数と会員総数の推移】

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		本年度(9月末)	
	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員	二種会員	賛助会員
新規入会	7	1	5	2	14	4	29	8	44	1
会員総数	108	117	110	117	121	120	144	111	180	110

4. 法務省から更生保護就労支援事業を受託しました。

本年1月に入札した法務省の「更正保護就労支援事業」については、今年度で9年連続の受託となりました。

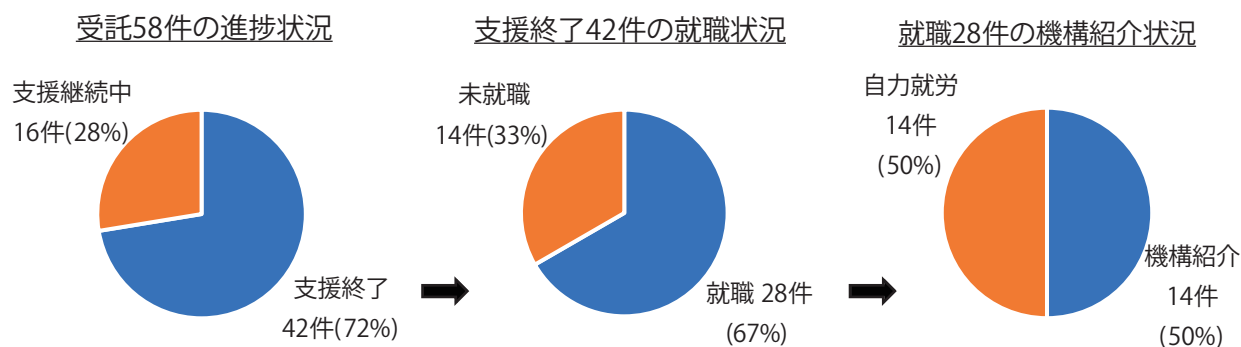
(1) 就職活動支援

就職活動支援は、千葉保護観察所より指定を受けた保護観察期間中の刑務所出所者等を対象として、本人の希望を確認した上で就労先の紹介や面接への同席を行うものです。今年度の受託目安件数は80件で、令和4年8月末現在の進捗状況は次のとおりです。

【進捗状況】

受託目安件数	受託件数	支援終了件数	支援終了者の就職件数
80 件	58 件	42 件	28 件

- 受託件数は目安の80件に対し5ヶ月間で58件、進捗率では72%となっており、昨年度に引き続き多くの指定を受けております。(昨年度は通年で121件。受託目安80件の約1.5倍)
- 一方、支援終了件数は58件の受注に対し42件(72%)で、このうち就職した者は28件(支援終了者の67%)でした。
- 就職した28名のうち当機構の紹介により就職したのは半分の14名で、残りは本人が自分で就職先を見つけたケースでした。昨年度機構の紹介で就職した人は31名でしたので、ほぼ同様の状況で推移しています。



- 就職した28名の就職先の業種は以下のようになっています。

製造業	建設業	卸小売	運送業	飲食業	介護関連	サービス業	その他
1	8	0	6	2	3	5	3

- 一方、就職が決まらないまま支援を終了した14名の終了理由は、本人辞退6名、病気3名、その他期間満了や他県への転居などとなっております。

(2) 職場定着支援

職場定着支援は、支援対象者が就職後、保護観察期間中に本人や雇用先とヒアリングをし、悩み事の相談や問題点の早期発見することで、職場に長期に亘って継続就労できるようフォローする活動です。今年度の受託目安は50件で、8月末現在の進捗状況は次以下のとおりです。

**【進捗状況】**

受託目安件数	受託件数	支援終了件数	支援終了者の 3ヶ月継続数
50 件	14 件	11 件	9 件

- ・受託件数が14件（進捗率28%）と、こちらは低調な進捗となっております。（昨年度は通年で49件）
- ・一方、支援終了者11件に対し3ヶ月就労継続率が9件と8割を超えていますので、この活動が早期退職を防ぐために効果的であることがわかります。今後も千葉保護観察所と連携して、より多くの取り組みができるよう努力して参ります。

5. 無料職業紹介事業について

保護観察対象ではない人を対象とした無料職業紹介事業（職業斡旋）は、昨年度から新たな事業として開始しておりますが、今年度は5件の案件に取り組み、うち3人が就労に結びついております。

【取組状況】

案件数	就労数	紹介先の内訳	
		弁護士会	地方検察庁
5	3	1	4

6. 地区協力雇用主会の活性化支援について

昨年度から千葉保護観察所のご支援もいただき、新たな地域ネットワークづくりの活動を行なっております。その結果、令和4年3月の旭地区協力雇用主会に引き続き、令和4年4月には稲毛地区協力雇用主会が会則を整備し新たなメンバーで活動を再開いたしました。現在は、市川浦安地区ならびに市原地区で地区協力雇用主会の体制整備を計画、検討中です。これらの地区では、地区保護司会と地区協力雇用主会の連携、協力のもと活動再開に向けて、様々な問題点の洗い出しとその解決、円滑な活動体制の構築に向けて活動を進めていく予定です。

今後その他の地区でも活動開始に向けて働きかけを進めてまいります。

7. 助成金等の支給状況について

当機構では、刑務所出所者等を採用いただいた雇用主や、就労支援対象者に対して助成金や見舞金を支給しています。

(1) 雇用協力事業者への給与支払助成事業

刑務所出所者等を3カ月以上雇用した事業者に対し、給与助成として1件あたり3万円を支給しております。上半期（4月～9月）分は11件33万円を支給しました。

(2) 刑務所出所者等への就労支援事業

刑務所出所者等の就職活動に際しての交通費や諸費用、所持金の少ない就職内定者に対して支度金や当面の生活資金等を援助しております。9月末までに4件4万5千円を支給しました。

(3) 雇用協力事業者への見舞金事業

刑務所等出所者等を雇用した業務外の損害が発生した場合に見舞金を支給しております。今般、当機構が紹介した案件で、雇用主が採用にあたって作業着や衣類、生活雑貨等を用意したにも関わらず、1日も就業しなかったケースが発生したため実損部分に対し、規定により見舞金3万円を支給しました。

新規会員のご紹介



令和 4 年 3 月以降の新規会員をご紹介します。(順不同、敬称略)

二種会員 (一般の事業者)	・羽田タートルサービス株式会社 ・有限会社サクララン ・有限会社ハロービジネス ・株式会社成美建装 ・株式会社 EIGHT コーポレーション東京支社 ・株式会社 BRILLER ・三木造園土木株式会社 ・NeweZ 株式会社 ・コンピュータエデュケーションシステム株式会社 ・有限会社内山建設 ・株式会社ホンダカーズ南千葉 ・株式会社プロテクト ・株式会社大原興商 ・株式会社ハヤシ造園土木 ・株式会社ペーパーハウス社 ・株式会社相進機工 ・株式会社藤翔 ・ミリオンスターフーズ株式会社 ・有限会社小林建設土木 ・株式会社在宅支援総合ケアサービス ・株式会社ケンソー ・大西総業株式会社 ・春日システムテクノ株式会社 ・日本緑化株式会社	・株式会社茂木商店 ・株式会社サックス ・ジャパンメディカル株式会社 ・株式会社ナガシマ ・株式会社アドヴァンス ・中央ロジステック株式会社 ・青野ホールディングス株式会社 ・株式会社ストリームライナー ・株式会社ライズアップ ・有限会社福田水道 ・株式会社香取 ・旺龍工業株式会社 ・メドシスジャパン株式会社 ・上松工業株式会社 ・株式会社コタン ・株式会社 USP ・アールカーサービス ・日建株式会社 ・中村電設株式会社 ・長嶋建設株式会社 ・BEAT302 合同会社
	賛助会員 (事業の推進に協力する会員)	・島田商事有限会社

令和 4 年 9 月 30 日現在の会員数は次の通りです。

一種会員	6	二種会員	180	三種会員	18
四種会員	36	賛助会員	110	合 計	350

※ 令和 4 年 3 月末比 35 増

入会のご案内

当機構は主に会員の皆様の貴重な年会費により運営されております。就労を希望する対象者に対する就労支援、雇用主の皆様への研修活動や助成金の交付を積極的に進めていくためには、その前提となる財務基盤を強化が重要です。引き続き、犯罪や非行をした人の就労による立ち直りを支援することを通じて千葉県の治安の改善を目指す、私どもの事業を支えてくださる企業、団体及び個人の皆様にご入会いただけますよう会員募集を継続しておりますのでご協力をお願いいたします。

年会費 正会員(二種会員) 1 万円以上 賛助会員 2 千円以上

入会申込書は、当機構のホームページにございます。ダウンロードしてお使いください。

<https://www.chibakenkikou.jp/joinus/>